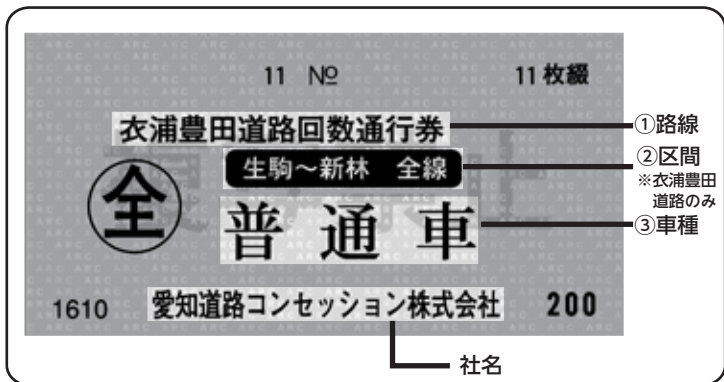


回数通行券の使用について

平成 29 年 4 月 1 日より、回数通行券は、
券面記載の [路線][区間][車種]
と同一の車両に限りご使用頂けます。

券面記載内容を再度ご確認ください。

【券面例 (衣浦豊田道路)】



なお平成 29 年 4 月 1 日以降は社名が愛知県道路公社の回数通行券はご使用頂く事が出来ません。

(交換・払戻しは平成 30 年 3 月末日まで)

※愛知道路コンセッション(株)の回数通行券は引き続きご使用頂けます。(料金事務所等で販売を行っています。)

裏面記載内容もご確認ください。



愛知道路コンセッション株式会社

回数通行券の使用方法について

- ▶回数通行券は、1券片をもって車両1台が通行1回限り、その券面表示事項に従って、使用することができるものとします。(回数通行券約款第3条)
- ▶券面表に記載してある[路線][車種][区間]と同一の車両に限りご使用頂けます。

愛知県道路公社の回数通行券の交換・払戻しについて

- ▶ご希望の方は、愛知県道路公社ホームページ (<http://www.aichi-dourokousha.or.jp/>) をご覧頂くか、下記料金事務所窓口でお尋ねください。早めの手続きをお勧めいたします。(平成30年3月末日まで)

使用方法および交換・払戻しに関するお問い合わせは

料金事務所	衣浦トンネル料金事務所	0569-22-5318
(販売窓口)	衣浦豊田道路牛田料金事務所	0566-84-1112

回数通行券全般に関するお問い合わせは

発行者 愛知道路コンセッション株式会社 0569-21-2721

減速・停車した上で回数通行券をご使用下さい。

変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願いいたします。